

第 5回砂川市総合計画審議会 議事録

日 時：平成 22年 5月 7日 午後 3時から午後 4時 50分

場 所：砂川市役所 本庁舎 3階 大会議室

出席者：

【審議会委員（会長、副会長、以下五十音順 敬称略）】

会長 小泉洸、副会長 水島孝嗣、麻谷浩恵、井上宏美、内野キミ子、瓜俊雄、奥山一枝、尾崎壽、河合保、木川由美子、其田勝則、田村英規、西島勝志、廣瀬清、堀江和美、三浦三千男、三木典明、村中雄司、山根正久

欠席者：小林祐司、三谷将

【砂川市関係者】

総務部長 角丸誠一、市民部長 井上克也、経済部長 栗井久司、建設部長 西野孝行、建設部技監 金田芳一、建設部審議監 山梨政己、教育次長 森下敏彦、市立病院事務局長 小俣憲治、市立病院事務局審議監 佐藤進、消防長 佐々木薫

【事務局】

広報広聴課長 湯浅克己、広報広聴課副審議監 近藤恭史、
広報広聴課企画調整係長 玉川晴久、広報広聴課企画調整係主任 早川浩司、
広報広聴課企画調整係主任 杉村有美、広報広聴課企画調整係主任 米谷和敏

1．開会

総務部長：皆様、本日は大変御多忙のところ、御出席いただき誠にありがとうございます。会議の開催に先立ちまして、4月 1日付の人事異動により、本審議会に出席する職員に変更がございましたので、ご紹介させていただきます。

～ 職員自己紹介（総務部長、建設部審議監、事務局職員 計 3名） ～

総務部長：それでは、ただいまから第 5回砂川市総合計画審議会を始めます。始めに小泉会長からご挨拶をお願いいたします。

2．会長挨拶

会 長：皆さん、ご苦勞様でございます。今、ご紹介がありましたように市役所に人事異動があり、今日、第 5回目を開催することになりました。大分、計画自体が煮詰まっていたと思います。今日は内容がたくさんございます。それぞれ 6つの部会についてのディスカッションも行われることになっております。約 2時間でございますけれども、皆様方の忌憚のないご意見をお伺いしまして、良い議論ができればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

総務部長：ご挨拶ありがとうございました。本日の会議につきましては、小林委員、三谷委員の 2名がご都合により欠席されておりまして、また、河合委員が遅れて来られるという連絡が入っております。本日は委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことを報告申し上げます。では会長の手元で議事の進行をお願いいたします。

3. 議事

(1) 報告事項

会長：それでは(1)の報告事項、基本計画「施策(案)」等の作成作業につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。資料1になるかと思えます。

事務局：それでは私から、総合計画の基本計画「施策(案)」の作成作業につきまして、レジュメに沿って、説明をさせていただきます。

はじめに、1の「これまでの経過」についてであります。昨年6月に策定委員会及び専門部会を設置し、基本計画の「たたき台」を作り、審議会の専門部会にて審議していただきながら原案づくりを進めてまいりました。

その後、11月に「基本事業」とその「ねらい」をまとめ、112の基本事業として整理し、審議会において、基本事業を基に、これから10年間について、どのようなまちづくりを目指していくべきか、各部会における分野の「まちづくりの方向性」について検討するとともに、「まちづくりの方向性」を実現させるためには、どのようなことに取り組むべきか、検討をおこなってまいりました。

その後、策定委員会を開催し、専門部会ごとの基本事業の内容の確認などを行いながら、施策を作成するにあたっての課題や懸案事項等について協議を行い、1月28日の審議会専門部会の部会長会議において、各部会における「まちづくりの方向性」の検討状況を確認し、計画づくりに対する共通理解を図っていただき、さらに、2月9日の第4回総合計画審議会において、「まちづくりの方向性」について審議が行われ、それぞれの考え方が承認されましたので、これらを踏まえまして、庁内の各専門部会において、施策案の作成を行い、まとめたところであります。

続きまして、2の「基本計画の「施策(案)」について」であります。ここでは、審議会で協議された基本事業に基づく、「施策(案)」の作成作業について説明をさせていただきます。資料2ページをご覧くださいと思います。まず、「基本事業を施策化」ですが、112の基本事業について、審議会で協議されました「まちづくりの方向性」の考え方などを踏まえ、 から の手順で作業を進め、施策として作り上げたところであります。

次に、「施策づくりにあたって」ですが、先の から の手順を主な要点といたしました。始めに の「基本事業のねらい・内容等」の再確認についてですが、これまでの審議会や市民意見などを踏まえ、基本事業の内容などについて再確認を図ったところであります。特に、これからの課題とされました、環境問題に関わる省エネ・新エネルギー促進の取り組みや公共交通のあり方につきましては、庁内の複数の部署が関わることから、それぞれの担当者による庁内ワークショップを開催し、協議を重ね、新たな基本事業としてまとめたところであります。

次に、 の基本事業に対し、「成果指標」を設定についてですが、計画において設定する「成果指標」とは、施策や基本事業の「目標(ねらい)」がどのくらい達成されたかを測る「ものさし」となるものであります。できるだけわかりやすい指標とするとともに、目標に対してどれだけ良くなったか、どれだけ貢献したかという観点で設定することとしております。すでに担当課より、基本事業における成果指標が示されておりますが、成果指標につきましては、今後、施策・基本事業の内容を整理した上で検討を行う必要があると考えております。そのため本日の会議には、これらの指標についてはお示ししておりませんが、ご了承をお願いいたします。

次に、 の基本事業を分類し、「施策」を設定についてですが、基本事業をそれぞれ関連するものごとに分類し、政策を実現するための手段となる「施策」を設定し、名称につきましては、わかりやすいフレーズで表記するとともに、施策の中で、類似する基本事業などについて、内容を検討して整理を行なったところであります。

最後に、 の施策に対して、「目標」を設定についてですが、設定した施策に対し、「この施策がめざす将来のまちの姿は、このようなまちになることを目指します」という

観点で目標を設定したところであります。

以上、説明いたしました作業により基本計画「施策(案)」を部会ごとに取りまとめ、資料の1「基本計画の施策と基本事業一覧(案)」のとおり、全体で35施策、104基本事業としたところであります。こちらにつきまして、本日の協議事項といたしまして、審議をしていただくところでございます。なお、施策の内容につきましては、資料の3「砂川市第6期総合計画 施策と基本事業(案)」で部会ごとに施策と目標、基本事業とねらいとして表しております。また、基本事業の変更や削除された理由につきましては、資料の4に整理しております。これらにつきましては後ほど協議をしていただく形になります。

次に、レジユメの3ページにある、3 基本構想「まちづくりの基本目標(案)」についてであります。こちらは、政策となる「まちづくりの基本目標」を決めるにあたり、審議会で検討されました「まちづくりの方向性」、基本計画の「施策(案)」に基づき、事務局において「基本目標のたたき台」として、資料の5のとおり示させていただいたところであります。第5期総合計画では、施策の大綱として示されていた部分であり、基本構想のポイントとなる部分であります。本日は、これらの資料1から5に基づきまして、ご審議を賜りたいと存じます。以上で、報告を終わります。

会長：はい、ありがとうございました。ただ今のご説明について、質疑がございましたらお受けしたいと思います。なければ、各論に入ってよろしいですか。
はじめに『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』につきまして、総務部長よりお願いいたします。

総務部長：では私から、市民参画・コミュニティ・行政運営のまちづくりについてご提案申しあげます。まずは、お手元の資料1の一番左側の囲みをご覧ください。

『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』は、審議会専門部会の意見として、第6期総合計画において、「協働」、「地域コミュニティ」、「行財政運営」は、まちづくりにおける共通した基本的な考えと位置付けた中で、まちづくりを進めていくべきであるとなり、2月の審議会で議論され、承認されましたことから、これからの時代、地域主権が進展する中で、まちづくり全体を包括するものであり、他の部会の施策全部に係る共通の考えであると整理しました。ここでは、まちづくりにおける共通した考えとなる「協働」、「地域コミュニティ」、「行政運営」のほか、「情報通信基盤」、「財政運営」、「広域行政運営」と併せ、ここでは、6つの施策として表したところでございます。

施策の内容について説明いたします。資料3の1ページをご覧ください。

1つ目の施策「協働」については、「市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり」とし、これは、市民が主体的にまちづくりに参画する市民協働によるまちを目指すものであり、から の基本事業としました。当初予定していた網掛け部分の、「情報公開の推進」については、市民等の申請により法令や条例に基づいて文書等の情報を公開する事業のため、今回の総合計画では、市と市民が情報を共有するという広義の考え方により、「広報広聴活動の推進」の中に包含し、位置付けたところであります。

2つ目の施策「地域コミュニティ」については、「人のきずなが広がるまちづくり」とし、コミュニティ活動を促進し、市民が主体的に地域課題の解決に取り組むまちを目指すもので、から の基本事業としました。の「移住定住の推進」につきましては、審議会専門部会において、地域コミュニティを育む方策としてここに位置付けた方がよいとの意見を受けていましたが、移住定住事業は、人口増加と新たな需要から生まれる経済の活性化を目的としているため、移住を検討している人に対して、移住を決めていただくための様々な取り組みが重要になります。そのためには、住宅に関する情報の提供を行いながら、空き家の利活用も含めて、まずは、新たな住宅需要の促進につなげられるように移住を進めていくものであり、「住環境」施策の「まちなか居

住の推進」や住み良い住環境づくりへの支援、住宅関連産業の発展などと結びつきが強いことから、連携した取り組みが必要であると考え、都市基盤の施策である「住環境」の基本事業に位置付けさせていただいたところであります。なお、地域コミュニティは、まちづくりの共通した考えとなっておりますことから、「移住定住の推進」につきましては、「住環境」の施策にあっても、地域コミュニティを図りながら進めて行かなければならないと考えております。

次に、2ページをご覧ください。3つ目の施策「行政運営」については、「自主・自立に向けた計画的なまちづくり」とし、これは、地方分権時代に対応したまちを目指すもので、 から の基本事業としました。 の「地方分権への対応」については、基本事業というよりも、まちづくり全体に関わる大きな括りの中のものであることから基本事業レベルから外したところであり、先に説明した、まちづくりの共通した考えの中に位置付けていきたいと考えております。

4つ目の施策「情報通信基盤」については、「情報通信技術を活用したまちづくり」とし、これは、情報通信技術を活用し、市民サービスの向上を図るまちを目指すもので、 の基本事業としました。

5つ目の施策「財政運営」については、「健全な財政運営に努めるまちづくり」とし、これは、健全な財政基盤を確立していくまちを目指すもので、 から の基本事業としました。

最後に、6つ目の施策「広域行政運営」については、「適切な広域行政によるまちづくり」とし、これは、行政区域を越え、課題・問題の解決や地域振興を推進するため、近隣市町との連携に取り組むまちを目指すもので、 の基本事業としたところであります。

以上、市民参画・コミュニティ・行政運営については、6施策、13基本事業としたところであり、第6期総合計画では、地方分権に対応していくための「協働」、「地域コミュニティ」、「行財政運営」を、まちづくりの共通した考えに位置付けていますことから、これに沿って施策を進めていくことが重要であると考えております。以上であります。

会 長：はい、ありがとうございました。ただいま総務部長より『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』についてのご説明がありました。一部削除したり、あるいは他の項目に移したところもございます。ご質問等があればお受けしたいと思います。無いようでしたら次に移らせていただきます。『教育・文化・スポーツ部会』につきまして、教育次長からお願いいたします。

教育次長：では私から、教育・文化・スポーツのまちづくりについてご提案申し上げます。資料1の左から2番目の囲みをご覧ください。

『教育・文化・スポーツ部会』では、教育・文化・スポーツの振興を図る観点から、「学校教育」、「生涯学習」、「青少年の健全育成」、「スポーツ」、「芸術・文化・文化財」の5つの施策を基本とし、それぞれの施策を推進するための基本事業につきましては、審議会をはじめ、審議会の専門部会で出された意見や地域の現状、国が示している教育振興計画などの方向性を踏まえ、再度検討を加えて、各施策の基本事業を取りまとめたところでございます。それでは、各施策の総体的な考えのほか、見直しを行いました基本事業についてご説明いたします。資料3の4ページをご覧ください。

はじめに、1つ目の施策「学校教育」につきましては、子どもたちが、新しい時代をたくましく生きていくために、確かな学力や、豊かな人間性と、心身の健やかな成長を育む教育が充実したまちを目指すこととし、「子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり」としました。施策を推進するための、基本事業につきましては、審議会等の意見を基に、見直し作業を行い、 から の7つの基本事業といたしました。

従前の基本事業の変更点としては、5ページの網掛け部分になりますが、 の「幼児

教育への支援」につきましては、基本事業の取り組みが、教育を受けるための扶助であることから、基本事業を整理し、4ページの「就学の支援」に組み入れることとし、ねらいを「幼稚園への就園を支援することで、小学校へのスムーズな就学を図るとともに、就学後も義務教育を円滑に受け取ることができるよう、経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な支援を行います。」と改めたところであります。

また、従前の「生きる力を育む教育の推進」につきましては、審議会における意見で、いじめや不登校をつくらぬ心の教育や健康なからだを作る食育、学力の向上などが基本事業に必要であるとの意見を踏まえるとともに、生きる力を育む教育の考え方につきましては、学校教育の施策の目標に掲げたことから、当該施策を推進する基本事業について再度検討を行い、生きる力を育むために必要となる、3つの柱の基本事業に分割いたしました。分割した後の基本事業としては、4ページの「確かな学力を育む教育の推進」、の「豊かな心を育む教育の推進」、の「健やかな体の育成」であります。

また、従前の「社会の変化に対応した教育の充実」、の「教職員の資質の向上」、の「適正間口の確保」の3つの基本事業については、それぞれ、信頼される学校となることが共通した趣旨であり、「教職員の資質の向上」についても、事業の表記や内容について、審議会で再検討の意見を受けていたことから見直しを行い、4ページの「信頼される学校づくりの推進」に一本化することとし、ねらいを、「学校・家庭及び地域住民が連携しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるとともに、教職員の資質や能力及び専門性を高めることにより、信頼される学校づくりを進めます。また、砂川高校との連携を図り、単位制としての特色などの発信に努めます。」と改めたところであります。

また、従来の「学校給食の充実」につきましては、学校給食の目的に照らし、4ページの「健やかな体の育成」に組み入れ、ねらいを、「望ましい食習慣など健康的な生活習慣を形成することで、子どもたちの心身の調和的発達を図ります。また、学校給食においては、地元農産物を利用した安心・安全な給食の提供に努めます。」と表記したところであります。

次に、6ページをご覧ください。2つ目の施策「生涯学習」については、一人ひとりが生涯にわたって自主的・主体的に学習ができる環境を充実し、学びの成果を家庭や地域に活かすことのできるまちを目指すこととし、「一人ひとりが、自ら学び、人生を豊かにするまちづくり」としました。基本事業については、から の3つの基本事業としました。

次に、「青少年教育」につきましては、学校・家庭・地域が連携して青少年とふれあうとともに、地域社会での安全確保や問題行動の解消に努め、青少年を健全に育成していくまちを目指すこととし、「青少年の健全育成を進めるまちづくり」としました。基本事業につきましては、の「家庭教育の推進」と、従前の基本事業である「学校・家庭・地域住民等相互の連携による事業の推進」を、よりわかりやすい基本事業の名称とするため、の「地域で支える青少年健全育成活動」に改め、2つの基本事業といたしました。

次に、4つ目の施策「スポーツ」につきましては、年齢や体力に応じたスポーツやレクリエーション活動の機会や場を充実させ、市民の誰もが気軽に運動を楽しみ、心身ともに健康に過ごせるまちを目指すこととし、「スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり」といたしました。基本事業につきましては、の「スポーツ施設機能の充実」と審議会等の意見を踏まえ、従前の「スポーツ活動の活性化」にレクリエーション活動の視点を加え、の「スポーツ・レクリエーション機会の充実」に変更し、2つの基本事業としたところであります。

最後に、5つ目の施策「芸術・文化・文化財」につきましては、心豊かで潤いに満ちた生活を送るため、芸術文化活動や鑑賞機会の充実を図り、新たな地域文化の創造を促すとともに、まちの個性や魅力である貴重な文化財や郷土資料の保存・継承に努め、

市民のふるさと意識が芽生えるまちを目指すこととし、「豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり」といたしました。基本事業につきましては、 と の 2つの基本事業としたところであります。

以上、『教育・文化・スポーツ部会』につきましては、5施策、16基本事業としたところであり、6計では、学校・家庭・地域の連携・協働のもとに教育環境の充実を図っていくことが、重要であると考えているところであります。以上でございます。

会長：はい、ありがとうございました。子どもたちから、そして大人に至る教育・文化・スポーツ全般にわたっての提案がございました。何かご質問はありますか。ございませんようでしたら、3番目、『医療・保健・福祉部会』につきまして、市民部長よりお願いいたします。

市民部長：それでは私から、医療・保健・福祉のまちづくりについてご提案申し上げます。まずは、資料1の左から3番目の囲みをご覧ください。

『医療・保健・福祉部会』では、高齢者、障がい者、病弱な方を問わず誰もが安心して健康に暮らし続けるまちづくりを基本に検討いたしました。これまでの審議会専門部会の意見といたしましては、特に老後においても社会参加を含めて元気に安心して暮らせるまちづくりや、人々のためになるボランティア活動を促進させる意見、さらには、市立病院に対し、期待を寄せる意見が大きかったところです。そのため、ここでは、「高齢者福祉」、「子育て支援、母子・父子福祉」、「障がい者福祉」、「地域福祉」、「健康」、「医療」、「社会保障制度」の7つの施策として表したところであります。

施策の内容についてご説明します。資料3の8ページをご覧ください。

まず、始めに、1つ目の施策「高齢者福祉」では、「高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり」とし、活動的な生活を保ち、介護が必要となっても、サービスの提供や地域の支えによって、幸せに暮らせるまちを目指すもので、 から の基本事業としました。「介護予防の推進」は、当初、「健康づくり、介護予防の推進」としていましたが、「健康づくり」の部分を保健の施策に移行したことによる変更であり、 の基本事業は、次の網掛け部分の から の内容が重複していたことから、「高齢者及び要介護者への支援体制の充実」として集約したところであります。

9ページ目の2つ目の施策「子育て支援、母子・父子福祉」では、「子どもの健やかな成長を支えるまちづくり」とし、安心して子育てができる環境づくりと、ひとり親家庭の自立を支援し、幸せに生活することができるまちを目指すもので、 から の基本事業とし、今回、第6計では特に の「児童育成環境の充実」として、子どもへの虐待の防止や早期発見、相談などを行い、児童の育成環境の充実を図るところであります。

次に、10ページ、3つ目の施策「障がい者福祉」では、「障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり」とし、住みなれた地域で安心した生活を送り、自立や社会参加ができるまちを目指すもので、 から の基本事業とし、今回、第6計では特に の「相談支援体制の充実」として、自立支援協議会の設置を図り、障がい者の生活改善を支援してまいります。

続きまして、11ページの4つ目の施策「地域福祉」では、「地域で支え合う福祉のまちづくり」とし、市民と行政が協働し、お互いに支え合う意識を高めて、地域福祉を推進するまちを目指すもので、 と の基本事業といたしました。 は、従前「地域福祉コミュニティの推進」でありましたが、地域で支え合うためには、ボランティア活動などに積極的に参加していただく人材の確保の取り組みが必要であり、「地域福祉の担い手の育成」と変更したものであります。

5つ目の施策「健康」では、「健康づくりを進めるまちづくり」とし、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むまちを目指すもので、 から の基本事業としたところであります。

次に、12ページ、6つ目の施策「医療」では、「誰もが安心して医療を受けることが

できるまちづくり」とし、医療体制の充実を図り、誰もが安心して質の高い総合的な医療を受けることができるまちを目指すもので、第5期総合計画では、基本事業「市民医療の充実」の1事業に対し、第6計では、医療のまちとしての役割を果たしていくため、の「地域医療連携の強化」、の「健全な経営の推進」などを加えた4事業を基本事業としたところです。

13ページ目の、7つ目の施策「社会保障制度」では、「社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり」とし、経済的な自立の支援や相互扶助により誰もが安心して生活できるまちを目指すもので、からの基本事業とし、特に「地域保険の推進」では後期高齢者医療制度の見直しや国民健康保険制度の動向などから、国民健康保険に限定せず地域保険としたところであります。

以上、『医療・保健・福祉部会』では7施策、25基本事業となりましたが、第6計では医療がクローズアップされ、また、少子高齢社会が益々進展するなど、その施策として、他の部会に比べ基本事業が多いものと考えております。以上でございます。

会長：はい、ありがとうございました。第6期総合計画の目玉となる部分でありますけれども、何か質疑等ございますでしょうか。無ければ引き続いて『生活環境・防災部会』と同じく市民部長お願いいたします。

市民部長：では続きまして、生活環境・防災のまちづくりについてご提案申しあげます。まずは、資料1の右から3番目の囲みをご覧ください。

『生活環境・防災部会』では市民生活に直結する環境衛生、生活安全、消防防災など、快適な環境のもとで安全で安心して生活できるまちづくりを基本に検討いたしました。審議会専門部会におきましても、ごみ分別の徹底や不法投棄の対策などの快適環境の取り組み、あるいは、高齢社会に対応する災害や交通安全対策の意見に加え、地球規模での環境対策として、省エネルギー・新エネルギーの取り組みの意見もあり、また、各専門部会でも環境に関する基本事業が検討されておりましたので、環境政策をどのように展開していくのか、生活環境、住宅、公園緑化、企業振興、森林保全の担当部署による庁内ワークショップで検討し整理をしたところであります。その結果、環境に関しては、環境部署で取り組む「循環型社会」の推進と「衛生環境」の推進、そして省エネルギーや新エネルギー活用など地球温暖化防止の促進による「環境保全」の推進の3点を施策とし、その他にも、「安全生活環境」、「消防・救急」、「地域防災」と併せ、ここでは、6つの施策として表したところであります。

施策の内容についてご説明します。資料3の14ページをご覧ください。

まず、始めに、1つ目の施策「循環型社会」では、「ごみの適正処理とリサイクルを推進するまちづくり」とし、廃棄物処理を適正に進め、ごみの減量化とリサイクルに努めながら、資源の有効活用を図るまちを目指すもので、との基本事業とし、は当初「廃棄物の適正処理及び環境美化の推進」でありましたが、「環境美化の推進」を施策の2のに位置付けし見直したものであります。

2つ目の施策「衛生環境」では、「衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり」とし、誰もが衛生的で快適に暮らすことができるまちを目指すもので、からの「環境美化の推進」、「し尿処理体制の整備」、「墓地・火葬場の環境整備」、「公害防止対策の推進」を基本事業といたしました。

3つ目の施策「環境保全」では、「地球環境や人にやさしいまちづくり」とし、限りある資源を大切に、市民とともに省エネルギーや新エネルギーの活用を推進することで環境負荷の低減を図り、地球温暖化防止に取り組むまちを目指すもので、とを基本事業とし、特に、につきましては、第6計の新たな取り組みとして、企業や家庭における省エネルギーの促進やクリーンエネルギーであるソーラーシステムなどの利活用の拡大に向けて取り組むため、「省エネルギー・新エネルギーの促進」を新たな基本事業とし、「環境保全意識の向上」につきましては、事業の内容から「公害防止対策の推進」と「地球温暖化防止の促進」の基本事業に位置付け、削除いたし

ました。

15ページの、4つ目の施策「安全生活環境」では、「安全で安心して暮らせるまちづくり」とし、生活環境を整え、市民の意識を高め、地域の安全と安心が守られた住みよいまちを目指すもので、 から を基本事業とし、第6計では、 の「消費者対策の充実」につきましても安全生活環境の施策に含めたものであります。

5つ目の施策「消防・救急」では、「消防・救急体制の充実したまちづくり」とし、応急処置などの普及啓発や火災に対する予防の意識を高め、市民が安心して生活できるまちを目指すもので、 から の基本事業といたしました。

次に、16ページ、6つ目の施策「地域防災」では、「防災意識の高いまちづくり」とし、地域の連携のもと、災害時に的確に対応できる防災体制の整ったまちを目指すもので、 と を基本事業といたしました。なお、前回、第5計の施策では「消防・防災」で1施策としておりましたが、第6計では高齢者人口が増加し、火災予防、防災活動が益々重要となることから、「消防・救急」と「地域防災」の2つの施策としたものであります。

以上、『生活環境・防災部会』では6施策、18基本事業となりましたが、第6計では、特に市民、地域、事業者、行政が一体となって地球温暖化の防止の取り組みを積極的に推進することが重要な施策と考えております。以上でございます。

会 長：はい、ありがとうございました。委員さんから要望のあったエネルギーの項目も採用されて、大変結構だと思います。何かご質問はありませんでしょうか。無いようでしたら、5番目の『産業振興部会』について、経済部長お願いいたします。

経済部長：私から、産業振興のまちづくりについてご提案申し上げます。まずは、資料1の右から2番目の囲みをご覧ください。

『産業振興部会』では、農業・商業・工業・観光の産業全般の振興を基本に検討いたしました。これまでの審議会専門部会のご意見としては、産業の振興策として、農商工の連携や交流を積極的に進めていくことが必要であるとした、農商工連携によるまちなかの活性化や、まちなかの活性化へ向けた新たな取り組みとして、アンテナショップによる活性化策などについて意見を受けたところであります。このことから、ここでは、「農林業」、「商工業」、「産業振興」、「労働環境」、「観光」の5つの施策として表したところであります。

それでは、施策の内容についてご説明します。資料3の17ページをご覧ください。

まず、始めに、1つ目の施策「農林業」では、「安全で安心な作物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり」とし、担い手の育成・確保と農業基盤の整備を支援し、農業経営の安定を図るとともに、美しい森林づくりを進めるまちを目指すもので、 から の基本事業としました。この中では、農業の担い手の育成策や新規就農者の確保、さらには農産物の生産性を高めるために、農地の流動化と農業基盤整備の推進などを行うことにより、農業経営の安定を図ることができるものとしてまとめられております。農産物の生産・確保は、国の食料自給率の向上と併せて、地元から生産される農産物の消費拡大が地産地消に結びつくため、これを農業経営の安定につなげていくということを目指していくものであります。それから、一次産業の林業がありますが、砂川の農村地帯の景観を保全するとともに、森林地帯における森づくりも林業振興策の一環として、地球温暖化防止策となる植林による森づくりを推進することで、美しい森をつくり、まちづくりを目指すとして、農業と林業の全般をまとめたものであります。

次に、18ページをご覧ください。2つ目の施策「商工業」では、「商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり」とし、市内企業の支援や新たな企業立地を促進するとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興を図ることで、にぎわいと活気があふれるまちを目指すもので、 から の基本事業としました。当初、 の基本事業は、「中心市街地の活性化」とし、都市機能の集積により利便性を高め、賑わいと活

力ある中心市街地を目指すとしていましたが、このことは、総合的な政策として行うものでありますことから、基本事業よりも大きな方策であり、市の重点プロジェクトとしての要素が高いことから、ここでは、商工業の振興策の一つとして、消費者が満足する商店街づくりを進めていくとともに、中心市街地の賑わいを図ることを目的とした、「商店街の賑わいの創出」に基本事業を変更したところであります。また、ここでは、市内の中小企業や新たな企業立地に対する支援策を促進するとともに、地域経済の活性化を図る基本事業を含めたところであります。

次に、3つ目の施策「産業振興」では、「新たな産業創出の可能性を広げるまちづくり」とし、異業種間の連携や交流を図り、地域資源や地域産業を活かしながら製品づくりや共同研究などを通じて、地場産業を活性化させるまちを目指すもので、の基本事業としました。ここでは、審議会の、農商工の連携や交流を積極的に進めていくことが必要である、農商工連携でまちを活性化させるべきである、との意見を受けて検討を行ったところでありまして、農商工の連携だけに限らず、異業種が集まることによって、色々なアイデアが生まれ、そこから地域ブランドの創出など、まちづくりの活性化につなげていく取り組みが必要との考えから、新たな基本事業として「異業種連携の促進」を設定したところであります。

次に、4つ目の施策「労働環境」では、「安心して働くことができるまちづくり」とし、雇用の機会を確保し、安心して働くことができる労働環境の充実したまちを目指すもので、基本事業としては、の「雇用の安定」で、産業振興により安定した雇用機会の創出を推進し、地元で就職できる環境づくりを進め、加えて、の「労働環境の充実」で、労働者が安心して働くことができる環境づくりを行なっていくとしたところであります。

最後に、5つ目の施策「観光」では、「人々に癒しと安心感をもたらす、魅力あふれるまちづくり」とし、地域の多彩な観光資源を活かして、訪れる多くの観光客に癒しと安心感をもたらす、魅力的なまちを目指すもので、から の基本事業としました。以上、『産業振興部会』については、5施策 15基本事業としたところであり、従前からの農林業の振興策の他、1次産業の農業、2次産業の工業、3次産業の商業の連携と交流による 6次産業化で、新たな産業を創出し、地域の活性化をするというのが特徴的な取り組みとなっているところであります。また、アンテナショップによる活性化策などについても産業振興の「異業種連携の促進」や観光振興の「心のこもったおもてなしの充実」の基本事業の中で、取り組みを進めて参りたいと考えてございます。以上でございます。

会長：はい、たくさんアイデアを出していただいていたありがとうございます。最後は『都市基盤部会』です。建設部長お願いいたします。

建設部長：それでは私から、都市基盤のまちづくりについてご提案を申し上げます。資料 1の一番右端の囲みをご覧くださいと思います。

『都市基盤部会』につきましては、道路から治山・治水まで 6つの分野について合わせて 20の基本事業を設定しておりましたが、審議会より、高齢社会に対応する都市づくりとして、高齢化社会を意識した、公共交通の確保やまちなかを活性化させる都市づくりのほか、コンパクトで利便性の高い都市づくりが必要であるとの意見を受け、今回、基本事業の整理、分類等も行いながら、施策化の検討を行なったところであります。結果、『都市基盤部会』については、6つの施策、17の基本事業に整理いたしました。

施策の内容についてご説明いたします。資料 3の 20ページをご覧ください。

1つ目の施策の「道路環境」では、「安全で快適な道路網が整ったまちづくり」とし、市民生活の安全性・利便性・快適性が高まるまちを目指すこととして と の基本事業といたしました。

2つ目の施策「交通環境」では、「利便性に優れた交通アクセスが整ったまちづくり」

とし、市民の利便性と快適性を高め、さらには、観光や物流などによる経済効果がもたらされる交通環境の充実したまちを目指すこととして、 から の基本事業といたしました。特に、基本事業 の「移動交通手段の充実」については、これまでの「公共交通の確保」から変更したものであり、公共交通の充実については、審議会で、高齢化社会を意識した公共交通の確保について検討すべき、とのご意見のほか、市民要望も多く、また、10年後には、さらに高齢化が進行すると予測されている中では、避けて通れない案件であるため、庁内関係部署によるワークショップを開催し、コミュニティバスや乗合タクシー等の新たな公共交通の導入について、先進事例を基に導入の可能性について検討いたしました。検討の結果、鉄道、バス等の現在の公共交通を確保する対策だけではなく、高齢化の進展に対応したまちづくりを進めるうえからも、移動手段を公共交通に頼らざるを得ない高齢者が利用しやすく、また、中心市街地の活性化につながるような新たな公共交通の導入を考えて行く必要があるとしました。しかし、コミュニティバスや乗合タクシー等の導入には、収支の差額等について財政負担が伴うこととなり、負担が過重となると財政の硬直化等も招きかねないことから、コミュニティバス等の新たな公共交通システムの導入については、赤字を全て行政が補填するといった丸抱えの仕組みではなく、利用者を増やし増収を図ること等について、行政・交通事業者・市民がそれぞれの役割を担い支えあう仕組み等について、調査研究を進めて行く必要があるとしたところでございます。このことから、基本事業の「公共交通の確保」のねらいの中に、コミュニティバスなどの市民生活を支える新たな公共交通サービスの実施に向けた調査検討を進めることを加え、「公共交通の確保」を の「移動交通手段の充実」に変更したところでございます。

次に、3つ目の施策「住環境」では、「多様な住宅ニーズに対応できるまちづくり」とし、多様な住まいづくりを応援し、市民がゆとりをもって快適に暮らせるまちを目指すこととして、 から の基本事業としました。なお、 の「移住定住の推進」は、先に説明がありましたように、市民参画部会の施策である「地域コミュニティ」から移行したものでございます。説明があったとおり、「移住定住の推進」の主目的は住まいの提供等を通して、定住人口や交流人口の増加等を図ろうとするものであり、他の住環境施策との結びつきが強く、連携した取り組みが必要であることから住環境施策の基本事業に位置付けることとしたものであります。次に、 の「高齢者等へ配慮した住まい・住環境づくり」については、当初、高齢者に係る課題が顕在化していることから、ハード面で、高齢者対応分を全体から抜き出して基本事業を表していましたが、基本事業の 「良質な住まい・住環境の形成と住宅ストックの有効活用」においても、健常者から障がい者、大人から子どもまでの誰もがという観点で事業展開を考えていますことから、基本事業を にまとめる方がわかりやすくなるということで、一本化したところであります。 の「自然環境の保全に配慮した住まい・住環境づくり」については、「省エネルギー・新エネルギーの促進」と変更して、『生活環境・防災部会』の「環境保全」の施策に移行したところでございます。先の説明の通り、環境保全に係る「地球環境や人にやさしいまちづくり」の施策の中の基本事業として「地球温暖化防止の促進」と共に「省エネルギー・新エネルギーの促進」が位置付けられ、企業や家庭における省エネルギーの促進やクリーンエネルギーであるソーラーシステムなどの利活用の拡大に向けた取り組みを進めることとなったところであります。このことから「自然環境の保全に配慮した住まい・住環境づくり」は「省エネルギー・新エネルギーの促進」と変更して、『生活環境・防災部会』の「環境保全」の施策に移行したところであります。

次に、22ページをご覧くださいと思います。4つ目の施策「上下水道」では、「安全・安心な水環境を守るまちづくり」とし、安全で安定した水道水の供給や河川などの水質保全に努め、衛生的で快適な生活環境が保たれるまちを目指すこととして、 から の基本事業といたしました。 の「公共下水道の整備」と の「下水道の維持管理」については、合わせて取り組むことで快適な生活環境の創出と浸水被害を防止するねらいが達成されるものであり、目的が重複していることから基本事業を の

「汚水、雨水処理の推進」に見直しをし、一本化したところがございます。
5つ目の施策「快適空間」では、「美しい都市景観の広がるまちづくり」とし、魅力的な都市景観と憩いの場が広がる美しいまちを目指すこととして、 の基本事業としました。
最後に、6つ目の施策『治山・治水』については、「自然災害の発生を防ぐまちづくり」とし、市民が安全に安心して暮らせるまちを目指すこととして、 の基本事業「治山・治水対策の推進」としました。治山・治水は、共に自然災害の発生を未然に防止することが目的であり、目的が重複する 「治水対策の推進」と 「治山対策の推進」の基本事業を一本化したところがございます。以上、『都市基盤部会』については、6つの施策、17の基本事業といたしました。以上でございます。

会 長：はい、ありがとうございます。ただいま6つの各部会につきましてご説明をいただいたところであります。各部会の質疑はございませんでしたので、全体を通じての質疑を行いたいと思います。時間は30分ぐらいありますので、最初の部会から順に質疑をお受けしたいと思います。まず、資料3の1ページ『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』に関連いたしまして、集中的に質疑をお受けいたしたいと思いますが、ご発言ございませんでしょうか。どうぞご遠慮なく、時間は30分ありますので。何かございますか。市から何かご発言はありませんか。

総務部長：今のところは特に無いです。

会 長：「情報公開の推進」が削除されたんですけど、どうなんですか。その情報公開は、いき過ぎると非常に困る部分が出てくるかと思うんですけども、市役所側ではその辺についてどんな風にお考えなんでしょうか。町内会等も含めまして、なかなか詳しい情報がわからなくて福祉等では対策に困っているとよく聞くのですが。

総務部長：今回、情報公開の関係について削除したということがございますけども、これについては従前、第5期総合計画で言われていたのは、条例だとか法律に基づいて市の公文書的なものは出さないという観点のものでした。今回、第6期総合計画では、そういう考えではなくて、協働だとかコミュニティだとか共通した考えのもと、行政が持っている情報、説明責任、あるいは市民参画というイメージの中で、色んなセクションで情報を出していくことが必要ではないかと考えました。そのため、単に情報公開、条例とか法律に基づいた仕事ではなくて、広報広聴活動の中に含めていこうという整理の仕方になりました。手続きとしては、情報公開の制度は残っていますので、それは第6期でも継続していくという状況になります。

会 長：はい、関連してどなたか質疑ありませんでしょうか。それでは、『市民参画・コミュニティ・行政運営部会』に関しまして、基本事業計画案を承認してよろしいですか。

～全委員が承認～

会 長：ありがとうございました。次は、『教育・文化・スポーツ部会』に移らせていただきます。身近なテーマでございますので、いろいろ質疑があるかと思うのですが、活発なご発言をお願いいたします。

委 員：大変よくまとまっておりますので、質問というよりも今回整理をされましたところをお聞きしたいのですが、5ページの の「生きる力を育む教育の推進」という項目については、今回 ・ ・ の中に分別したというような提案でございますけれども、確か文科省の標語にまでなりました「生きる力」、あるいは「命の大切さ」、これについて今回この中に文言として入ってきていないという気がしております。文科省の指

導要綱の中でもきちんと明文されていたものが、今回変更になったのかどうかを、一応確認をさせていただきたいと思います。

会 長：はい、教育次長。

教育次長：今ご指摘のありました「生きる力を育む教育の推進」ということですが、これにつきましては、先ほどの提案の時にご説明を申し上げましたけれども、この生きる力を育む教育という部分につきましては、今回基本事業ではなくて、施策の方に組み入れたという形でございます。基本事業としましては、生きる力を育むために必要となる「確かな学力」、それから「豊かな心を育む教育」、この「豊かな心」の中には、審議会の中でもご意見ございましたけれども、いじめ・不登校、こういった問題についても解決をしていかなければならないということでご意見をいただきましたので、「豊かな心を育む教育」と「健やかな体」、この知・力・体といった3つの分野に分けて、生きる力を育むために必要となる三本柱を、それぞれ基本事業に細分化したところでございます。よって、文科省が言っている「生きる力」、「命の大切さ」といったものの観点につきましては、この施策と基本事業の中に組み入れているという形でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

会 長：よろしいですか。

委 員：提案なんですけど、4ページの学校教育のところに、「子どもたちの生きる力を育み」とありますが、その中の「生きる力」というところに鍵かっこをつければ、より明確になるのではないかと私は思います。

委 員：言われている精神的なことはわかります。わかりますけれども、文科省で言っている生きる力というのは、命の大切さに結びついているわけで、それで問題が起きてしまうと、滝川の事例のように、大変な問題になってきますし、非常に大切な分野であるというように思っております。今、提案の中で、生きる力という形で施策の中にこの文言が入ってくるから良いのではないかとという考え方もよろしいのですが、基本事業の中の文言の中でやはり出てこないとおかしいのかなというように思ったものですから発言をさせていただきました。

会 長：はい、これについてはいかがでしょうか。

教育次長：私の方の説明不足もあったのかもしれませんが、生きる力の観点という部分でございますが、この「確かな学力を育む教育の推進」というところでも、いわゆる生きる力に関わるということでございます。基本的な知識・技能の確実な定着を図り、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決すること、これも生きる力の観点でございます。いじめに関わる部分としましては、先程も申し上げましたけれども、「豊かな心を育む教育の推進」の中で、いわゆる道徳教育の充実を図るとともに、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期対応を図る、これらに必要な連携体制や相談機能の充実を図るという形で表記をさせていただいています。確かにご指摘の通り、生きる力という文言の部分はないですが、それらに関わる視点というのは、このねらいの表記の中で表現をさせていただいているということでございます。

会 長：今の回答でいかがですか。

委 員：はい。よろしいです。

会 長：それでは次の質問に移ります。

委 員：学校教育の話の続きだったのですが、「生きる力」とは何かということから始まって、学力・心・体力とはっきり分けた方が良いのではないですかという発言が部会でありまして、3つに分けていただいたことは、部会としては良い分け方をしていただいたと考えております。それと、もう1点、前回の部会で青少年教育の部分をもとめた時に、ボランティア活動を推進する、いわゆる高校生とか大学生とかがボランティア活動することが、まちづくりに非常に効果があるんだよという話がありまして、まとめとしても、高校生や大学生ボランティアの参加を推進していくことが必要であるということを提言したのですが、青少年側を受け入れるような表現や、そういったボランティア活動の表現について、お考えをお聞きしたいと思います。

教育次長：前回、部会でご審議をいただいた時には、3の の「地域で支える青少年健全育成活動」ということで、少し若い世代の表記となっています。確かに部会の中でも高校生を含めたボランティア活動を形成するというような、そういった取り組みはどうなのかということでご意見がございました。それらの視点を、この中では地域で支える青少年健全育成活動ということで、学校・家庭及び地域住民等がお互いに連携・協力し合い、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや地域で子どもを見守り育てる青少年健全育成活動の充実を図るという形で、高校生ですとか、そういった名称は表記されてはいませんが、こういった文言の中に含めております。基本事業のねらいに即して、事務事業の実施にあたって、この中の視点を活かした取り組みを行なっていきたいということで考えております。

会 長：部会長いかがですか。

委 員：事務事業の中で当然出てくるのだと期待はしていますが、出来れば文言をボランティア活動が薫るような文章表現にさせていただいたらうれしいなと思いますので、要望だけ言わせていただきました。

会 長：大変活発なご意見ありましたが、ボランティア活動というのは教育だけではなくて福祉の分野でも大切な役割を果たすであろうかと、期待されている分野でもあります。ですから、何らかの形でボランティアという文言を入れた方が良いかと私も今考えております。それでは、そういうことで、この分野はよろしいですか。

～全委員が承認～

会 長：それでは、次の協議事項に移ります。『医療・保健・福祉部会』で、ご意見等あればご発言願います。

委 員：質問というよりも確認をさせていただきたいのですが、11ページの基本事業とねらいの中で、固有名詞として社会福祉協議会あるいは民生児童委員活動を充実という形で、その後もずっと見ていきますと、商工会議所という固有名詞も出てきております。農業関係を見ましたら、固有名詞は出てきておりません。従って、基本事業というまとめの中では、果たして団体名を出すべきなのかどうかという気がしておりましたので、その辺についてお聞きしたいと思います。

市民部長：住民の方がこの計画を見た時に、よりわかりやすくという観点で、関係団体だとか関係機関という表現もあるのでしょうけど、その団体の位置付けとして、ここが中心になったり、ここと連携してということが明確であれば、やはり団体名を明記した方がわかりやすいのかと思いました。今言ったような商工関係であれば、当然、商工会議

所が全市的な位置付けのものであるし、福祉で言えば地域福祉ということで、例えば町内会の福祉部会などもあるけれども、社会福祉協議会が、やはり主たる位置付けにあり、そういった固有名詞を使う方が、より分かりやすくなるであろうと思います。

委員：確かにわかりやすいです。ですけれども、例えば農業振興あるいは観光辺りを見ましても、団体名は出て来ておりませんし、農業関連についても出て来ていない。そういう面から行きますと、何か統一したものの考え方で整理された方が良いのかなという気がしたところです。

市民部長：それについては、こだわるものではないということで、全体的なバランスの中で、また庁内で検討しますけれども、関連性からいって団体名は記載しなくて良いという状況になれば、それは再検討させていただきたいと思います。

会長：はい、よろしく願いいたします。『医療・保健・福祉部会』について他に何かありませんか。無ければこの『医療・保健・福祉部会』についてはよろしいですか。

～全委員が承認～

会長：次は『生活環境・防災部会』になります。この部会に関連いたしまして、ご質問がありましたらお受けしたいと思います。どなたかご発言ありませんか。これでよろしいですか。

～全委員が承認～

会長：ありがとうございます。それでは『産業振興部会』に移らせていただきます。この部会については身近なところであり、まちのにぎわい・観光・農業・林業その他もろもろであります。何かご発言ありませんか。よろしいですか。

～全委員が承認～

会長：最後は『都市基盤部会』ですが、ご質問等お受けしたいと思いますがいかがでしょうか。2、3日前でしょうか、NHKで、お年寄りがスーパーに買い物に行けない、お店が近所に無くなってしまった、そうかといって自分達の足が無い、買い物に困るといった、買い物難民という面白い言葉が出ていました。何かご質問ありませんか。

副会長：都市基盤部会の提案でございましたけど、今回施策2の「移動交通手段の充実」という中に、乗合タクシーだとか、コミュニティバスとか、こういったものをこれから考えていかななくてはならないということ盛り込んでいただきました。もちろん費用負担の問題も残ってはいますが、それらが導入されれば、会長が先程おっしゃいました、お年寄りが買い物に行けないというようなことが解消されますし、乗合タクシーなどはよそのまちで成功しているという例も聞いていますから、その辺を充実すると良くなると思っております。

会長：いかがでしょうか。

委員：質問なんですけど、20ページの「道路の維持管理」の中に、「除排雪に努めて、冬期間の通行と安全性を確保します」とありますが、簡単に言うとロードヒーティングについてはどこかに盛り込まれているのでしょうか。そういうお考えは特にはなかったのでしょうか。

建設部長：市立病院から駅やバスターミナルを結ぶ道路に、ロードヒーティングを設置することが、まちなかの活性化の意味でも必要であるというのは、議会でも議論になっているところであります。我々としても、前向きに検討してきた経過があります。ただ、大きな課題となっているのは、維持管理費や施設費の問題もありますが、流雪溝の沿道の方々には、公道ではありますが労力の奉仕をいただいて、多くの方の交通の利便性を確保している状況にあり、仮に、市立病院前の北2丁目通りをロードヒーティングにして、歩行しやすい環境とする場合には、どうしても流雪溝の沿道の方々との負担の整合性を図る必要があると考えています。そのために、維持管理経費の幾分かでも任意の寄付という形で、ある程度ご負担していただけるということになれば、私たちもロードヒーティングについて前向きに検討できるということで、関係する方々にご相談してきた経過があります。その中で、趣旨は分かるがなかなか賛同できないという方もいらっしゃるので、そういう状況では、総合計画に推進しますとか整備を図っていくということまでは、今はまだ具体的には謳えませんでした。

会 長：はい、ありがとうございました。私の病院のすぐ横の歩道が、病院に通う皆さんの通りになっておりまして、そこを見ていると、ものすごく難儀をされています。将来的には、ロードヒーティングを入れていかなければならないのではという感じを受けています。今年のようにしづれがきついときは、アイスバーンのようになって転んで骨折をする人がかなり多いはずで、自分も、2年くらい前に手首を骨折しましたが、お年寄りになると反射神経も鈍りますし、手足に機能障害を持った方も多いので、どこがどのように負担するかは別として、何とか病院の周辺だけでもロードヒーティングにする必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

建設部長：必要性については、我々も認識しております。ただ、市民間の、いわゆる公平性の確保が、行政としてはどうしても求められます。今はその辺りが確保されていない状況であるため、総合計画に位置付けされていないということではありますが、ただおっしゃるように高齢化がどんどん進んでいくということになれば、それなりの環境整備をしていく必要はあるかと思えます。あくまで、それは課題としてとらえなければならぬと思えますが、今の段階で総合計画に盛り込むのは難しいです。

会 長：国道の流雪溝と病院周辺の生活道路におけるロードヒーティングの問題というのは、必ずしも同じものではないと私は思いたいのですが、将来の課題としてご検討いただければと思います。大体良い時間になりましたが、『都市基盤部会』の施策（案）についてご承認いただけますか。

～全委員が承認～

会 長：それでは、協議事項の「基本構想 基本目標（案）」について、事務局の方より説明願います。資料5の部分になります。

事務局：協議事項の「基本構想における「基本目標（案）」についてご説明させていただきます。お手元の資料5をご覧くださいと存じます。先程の報告事項の中でご説明させていただきましたとおり、「基本目標（案）」は、第5期総合計画では「施策の大綱」として示されていた部分でありまして、いわゆる第6期総合計画の政策と位置付けられる、基本構想のポイントとなる部分であります。これまで、審議会の各専門部会において検討されたまちづくりの方向性のまとめとなるものであります。「基本目標（案）」は、これまでの審議会での議論や今ほど審議していただきました基本計画の施策などに基づき、事務局において、これらの内容を組み入れながら要点を整理させていただいたところであります。タイトル部分を、10年後にはこのようなまちとなり

ますという考えで、1ページの産業振興では、「1 にぎわいと新たに活力を生み出すまち」のように、何々のまちと表記し、そのため、まちづくりにどのように取り組んでいくのかという目標の内容を、下段の通り、時代の変化に対応できる柔軟な経営感覚と新しいものに挑戦していくというような表現をさせていただいておりました、下から2段目になります、にぎわいと活力に満ちたまちを目指しますというように、まちを目指しますという形で各部会においてそれぞれ表記して提案させていただいたところであります。

資料につきましては、1ページから6ページにかけて『産業振興』、『都市基盤』、『生活環境・防災』、『医療・保健・福祉』、『教育・文化・スポーツ』、『市民参画・コミュニティ・行政運営』の順になっておりますが、これは第5期総合計画で示されていた順でありまして、比較してご覧いただけるようにこのような表現をさせてもらっているところであります。また、最後の7ページでは、基本構想の実現のためとして、前回の審議会で審議され承認されました、これからのまちづくりの共通した考えであります「協働」、「地域コミュニティ」、「行財政運営」を位置づけてこのようにまとめたとおりであります。以上、「基本目標(案)」につきまして、ご審議をよろしく願いたいと存じます。

会 長：それでは、資料5のページに従って進めていきたいと思っております。1ページ目は『産業振興』の「基本目標(案)」になります。『産業振興部会』に属していた委員の方々、何か意見はありませんでしょうか。部会長、何かありませんか。

委 員：部会の中で話されました異業種連携についても、産業の多様な交流や連携を図るということで、触れてあるのでよろしいのではないのでしょうか。

会 長：はい、ありがとうございました。それでは、他に何かある方どうぞ。

委 員：計画の策定の視点ということで、一番初めに皆さんと確認した時に4点ありました。審議に基づいた計画づくりをしますよ、わかりやすい計画づくりをしますよ、社会経済状況を考えた計画づくりをしますよ、最後に成果の指標を表した計画づくりをしますよという4点を皆さんと確認してスタートしたと思っております。今、計画について聞きました、目標について聞きましたという状況で、成果指標については読み取れなかったのですが、その部分を各部署でどのように考えていますか。

会 長：これについては、事務局の方からよろしく願います。

事務局：最初の説明の際に、若干お話しをさせていただきましたけれども、成果指標については、各担当課から出てきておりますが、指標の設定のというのは新しいものであり、各課の考え方が色々あるという部分もあります。また、今回、基本事業を提案し承認されましたので、再度事務局の方で、統一的な考え方をまとめまして、できれば次回には指標の設定につきましては、ご説明させていただきたいと考えております。指標については、設定するという考え方で進んでおりますが、とりまとめが若干遅れているということもございまして、申し訳ありませんけれども、次回にはお示しして説明したいと考えておりますので、そういうことでよろしいでしょうか。

会 長：それでは、『都市基盤』に関する「基本目標(案)」についてはこれでよろしいですか。

～全委員が承認～

会 長：それでは、次に3ページ目の『生活環境・防災』の「基本目標(案)」についてですが、これについて何かございませんか。部会長から何かありませんか。

委員：市民一人ひとりの環境保全の意識というか、個人で自らが意識を持ってもらうということが述べられているので、よろしいかなと思います。

会長：それでは、ご承認いただいたものといたします。続きまして、4ページの『医療・保健・福祉』についてであります。これに関して、何かご意見はありませんでしょうか。私が部会長であります。下から3行目に各医療機関と連携をするとともに、質の高い総合的な医療の充実を図るとあります。ここについては介護、福祉といったものが入らないと総合的には完成しないと思いますが、いかがでしょうか。

市民部長：上段の方で、総体的に保健・福祉そして医療を含めて介護が入ってきている中で、とりわけ病院・医療についてはということで触れております。あえて前段で総体的に謳っておりますので、介護あるいは福祉、保健というものを除きまして、医療の分野については、管内や近隣の各医療機関と連携をとっていくということで、特化しているということをご理解願います。

会長：今、病院から在宅に戻った後の十分なケアが非常に大切で、ここの部分は医療に関することだけではないと言いたいです。癌にしても、今、癌難民という言葉がありますが、在宅に戻っても癌が体の中にあり、それをどうケアしようかということを考えれば、医療に関することだけではないのです。他の色々なファクターが絡み合ってケアしていかないと、駄目だということになっています。認知症ももちろんそうです。認知症も医療のことだけではないのです。やはり、家に戻っても、施設に入っても、色々な意味で介護が加わらないと認知症のケアというのは完成しないわけです。そういうことで、やはり医療に関することだけでなく、何かもう一つ地域全体の協力といったことを謳ってほしいと思ったのですが、その辺はお任せいたします。よろしくお願ひ申し上げます。少なくとも、私としては他には意義はございません。他の方は、よろしいですか。

～全委員が承認～

会長：それでは、『医療・保健・福祉』についての『基本目標（案）』が承認されました。次は、5ページの『教育・文化・スポーツ』についてありますが、何かございませんか。これでよろしいでしょうか。

～全委員が承認～

会長：それでは、ご承認いただきました。次は、6ページ『市民参画・コミュニティ・行政運営』についてですが、何かございませんか。部会長、いかがですか。

委員：次代へつなぐという文言は必要でしょうか。市民と共に歩むまちでも十分に通じるような言葉になっていると思いますが、あえて入れた理由があれば伺いたいです。

会長：それでは、総務部長よろしくお願ひします。

総務部長：検討した結果としましては、常に継続していきたい、次につなげていきたいという思いの中から出てきた言葉です。絶対これなくてはならないということではありませんが、これらの思いを表すために使いました。

会長：部会長、よろしいですか。

委員：よろしいです。

会長：それでは、他になければ『市民参画・コミュニティ・行政運営』についてもご承認いただいたものとしませう。以上で、予定していた議事が大体終わりましたので、事務局の方にマイクをお渡ししたいと思います。よろしくお願ひします。

4. その他

総務部長：事務局からの報告ですが、私からさせていただきます。内容は、パブリックコメントの対応についてであります。第2回審議会の中で策定までのスケジュールが示されていたと思ひますがけれども、その中のスケジュールにおいては、この審議会の中間報告をとりまとめた時点で、市民に対してパブリックコメントを求めようという位置付けにしておりました。しかし、事務作業が押したために、とりまとめ等も遅くなって、当初、去年の11月か12月に行う予定が今年の2月にスケジュールが修正されました。現時点で考えてみますと中間報告という時点ではなくて、あと一月もすれば答申ということもござひます。行政としては最終的に素案なるものができたら、市民にお見せして、不足のものがないかどうかパブリックコメントを求めなければならないのではないかと判断もあります。そのことから、審議会の委員さんからご承認いただいた内容を図るのではなくて、最後の段階として市が肉付けしたものが総合計画に近いものとなることから、素案ができた時にパブリックコメントを行なうという形に変更したいと考えておひます。現在、7月上旬ぐらいの審議会で答申とする予定で、9月議事に提案するということうで動いておひますので、7月中旬から下旬にかけてパブリックコメントをいただき、最後に整理をして、議案にしていきたいと考えておひます。そのようなことから、審議会の委員さんの意見内容に対してパブリックコメントをいただくという方法から変えまして、市の素案に対してパブリックコメントをいただくということをご承認いただきたいと考えておひます。以上でござひます。

会長：その辺については、皆さんそれでよろしいですね。

～全委員が承認～

会長：それでは、そのような方向で進めて参ります。他に何かありますか。はい、事務局よろしくお願ひします。

事務局：その他ということで、ご連絡を申し上げます。本日は、長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。今後の日程として、総務部長の方からも先程説明がありましたが、6月下旬から、遅くとも7月上旬には答申をいただくような形で進めて参りたいと考えておひます。今回、基本計画の「施策(案)」と基本構想の「基本目標(案)」について審議をし、承認いただきました。次回は、これを基に昨年8月の第3回審議会で皆さんから意見をいただきました、まちづくりの将来像について皆さんにご審議いただきたいと考えておひます。主なまちづくりの内容についてはお示ししましたが、次回の審議会で将来像、特に重点的に取り組んでいくまちづくりの内容についても審議いただきたいと思ひますので、市の方から案を示していこうと考えておひます。残り2回ほどの審議を踏まえた中で、この審議会の案をまとめていきたいと考えておひますので、日程等が若干詰まって参りますが、よろしくお願ひしたいと思います。事務局からは以上でござひます。

5. 閉会

会 長：それでは、約 2 時間にわたりまして、大変熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございました。あと、2 回くらいでお役目から開放されることとなります。よろしくお願いをしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。